

成年後見制度のご案内

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

～「法定後見制度」について～

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方に対し、法的に権限を与えられた後見人等が、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その方の生活を保護・支援します。

法定後見制度は判断能力の程度に応じて、「後見」・「保佐」・「補助」の3つに分かれ、親族等から後見等開始の審判を申し立て、家庭裁判所によって適任であると思われる援助者が選任されます。

～「任意後見制度」について～

将来の判断能力の低下に備えて、財産や身のまわりのことについて（「誰に」「どんなことを頼むか」を）あらかじめ自分の意思で決め、定められた様式の公正証書で自分で選んだ後見人候補者と任意後見契約を結びます。

本人の判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、あらかじめ結んでおいた「任意後見契約」に基づき、任意後見人が財産管理や福祉サービスの利用契約など本人を援助します。



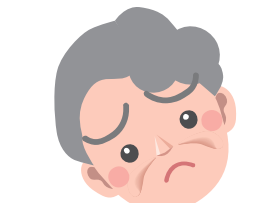
自分ではほとんど判断できない。



判断能力が著しく不十分である。



判断能力が不十分である。



将来、自分の判断能力が衰えたときに、いざというときに財産管理や施設の契約などを信頼できる人に頼んでおきたい。

法定後見制度

後見

保佐
代理権を付与するには本人の同意が必要

補助
申立てには本人の同意が必要

任意後見制度

任意後見人と公証役場で任意後見契約を結ぶ。
※費用が必要です。
東京法務局に登録

申立て

申立先
大阪家庭裁判所

申立てできる人
本人、配偶者、4親等以内の親族等
(身寄りのない方等は市長)

必要なもの
申立書、戸籍謄本、住民票、診断書、収入印紙、郵便切手など
※申立書類一式と説明書の入った「成年後見申立セット」が家庭裁判所にあります。

費用
申立手数料：800円収入印紙
登記手数料：2,600円収入印紙
通信費：約3,950円切手
鑑定費：10万円予納

家庭裁判所

審判手続き

調査

鑑定
保佐、後見の場合

審問

家事裁判官が、本人に意思などを尋ねます。

審判
約2ヶ月～

選任

選任

選任

成年後見人

日常生活に関する行為を除く、すべての法律行為を本人に代わって行ったり、必要に応じて取り消したりします。

保佐人

申立時に選んだ特定法律行為(生活、介護、財産に関するもの)を本人に代わって行います。重要な法律行為に同意したり、取り消したりします。

補助人

申立時に選んだ特定法律行為(生活、介護、財産に関するもの)を本人に代わって行います。申立時に選んだ重要な法律行為に同意したり、取り消したりします。

任意後見監督人

任意後見人

任意後見契約であらかじめ決めておいた財産管理や法律行為を本人に代わって行います。

任意後見監督人の選任
申立て

申立てできる人
任意後見受任者、本人、配偶者、4親等以内の親族

家庭裁判所

任意後見監督人選任の審判を行います。

選任

監督